

令和8年度八戸市住宅用自家消費型 太陽光発電設備等導入支援事業費 補助金申請の手引き

令和8年6月

(八戸市 環境政策課)

目次

1. 事業の概要	1
2. 補助対象者の要件	1
3. 補助金額	2
4. 補助対象の要件	2
5. 募集期間	3
6. 補助対象となる設備	4
7. 交付の流れ	7
8. 提出書類一覧	8
9. 補助対象経費	10
10. スケジュール	12
11. 留意事項	13
12. よくある質問	14

<免責事項>

本手引きについては、現時点で把握している情報を踏まえて作成しています。
今後、国、県等の解釈により変更となる場合がありますので、予めご承知おきください。
なお、申請の際は、ウェブサイトで最新のものをご確認ください。

1 事業の概要

(1) 目的

家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、八戸市内に住所を有する者が行う住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する事業に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、令和8年度八戸市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金を交付するもの。

(2) 事業の内容

太陽光発電設備及び蓄電池導入費用の一部を補助する。ただし、蓄電池単独での申請は、対象外とする。

2 補助対象者の要件

市内で自ら所有し居住する新築・既築戸建て住宅(以下、「住宅」という。)に太陽光発電設備(自家消費型)及び蓄電池を導入する者で、次のいずれにも該当する者

- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団員等でないこと

※補助対象者は、交付申請及び実績報告書の提出について、補助対象設備を販売・施工する者(以下「代理申請者」という。)に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

※代理申請者は、前項の規定により依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た補助申請者及び補助事業者に関する情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めに従って取り扱うものとする。

※市長は、代理申請者が偽りその他不正の手段により第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないこととする。

- ・**令和9年1月29日(金)まで**に、補助対象設備の設置及び代金の支払いを終え、必要書類を揃えた上で実績報告書を提出できる者

3 補助金額

対象	補助額	上限
自家消費型太陽光発電設備	5万円/kW ※太陽光パネルとパワーコンディショナ出力の低い値(小数点以下切捨て)に乗じて算出	25万円
定置用蓄電池	対象となる蓄電池価格の1/3 (上限14.1万円/kWh)	35万円

4 補助対象の要件

※次に記載する設備について、契約を締結する前に補助金交付申請手続きを行い、市の補助金交付決定日以降に契約を締結して事業に着手したものが補助対象です。ただし、工期の都合等により、交付決定前に事業着手(工事契約又は工事着手)を行う必要がある場合には、事前着手届を提出してください。

■自家消費型太陽光発電設備

- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者
- ・発電した電力量の30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者

■蓄電池

- ・新設する太陽光発電設備と同時に設置するもの。
- ※蓄電池の設置のみは補助対象外。
- ・平常時において充放電を繰り返すことを前提としており、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ※複数の事業者から見積もりを取得することや販売事業者に対して条件を満たす蓄電システムの調達可否の確認を行う等して、12.5万円/kWh以下(工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。

■共通

- ・商用化された設備のみ可、中古品不可、PPA又はリースによる導入不可。
- ・法廷耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ・設置される設備について、他の補助金の交付を受けていないこと。

〈申請が可能な導入パターン〉

太陽光発電設備(単独)	蓄電池(単独)	太陽光発電設備+蓄電池
○	×	○

※すでに太陽光発電設備が設置済の住宅に、今回、蓄電池のみを導入する場合も補助対象外です。また、太陽光発電設備及び蓄電池は自己所有に限ります(PPA・リースは対象外)。

5 申請手続き

■交付申請受付期間:令和8年6月12日(金)~12月21日(月)

■申請方法

提出書類(P8を参照)を電子申請または郵送で提出してください。

(1) 電子申請の場合

以下の電子申請フォームから申請してください。

<https://forms.office.com/r/64Tw6ezdkw>

(2) 郵送の場合

以下の事務局に書類を提出してください。

提出先:

〒039-1104

青森県八戸市田面木船場道下7番2号

NPO法人 CROSS 青森県太陽光蓄電池補助金 住宅用事務局宛

※申請受付は先着順に行い、予算額に達した時点で募集を終了します。

6 補助対象となる設備

■屋根置型太陽光発電設備

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業) 2 ア(ア)太陽光発電設備(自家消費型) 交付要件」の抜粋です。導入する太陽光発電設備が次の要件を満たすことを確認してください。

・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠すること。特に、次の(a)～(i)をすべて遵守していることを確認すること。

- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。
- (e) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (f) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (g) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (h) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (i) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。

■定置型蓄電池

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)2 ア(イ)蓄電池 交付要件」の抜粋です。導入する蓄電設備が次の仕様を満たすことを御確認ください。

【家庭用蓄電池(20kWh 未満):h~m の全てを満たすこと】

h 蓄電池パッケージ(※1)

(a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。※初期実効容量は JEM 規格で定義された初期実効容量のうち計算値と計測値のいずれか低い方を適用。※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

i 性能表示基準(※1)(※2)

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(e) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

j 蓄電池部安全基準(※1)

(a) JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

k 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)(※1)

(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠する。

l 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)(※1)

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

m 保証期間(※1)

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

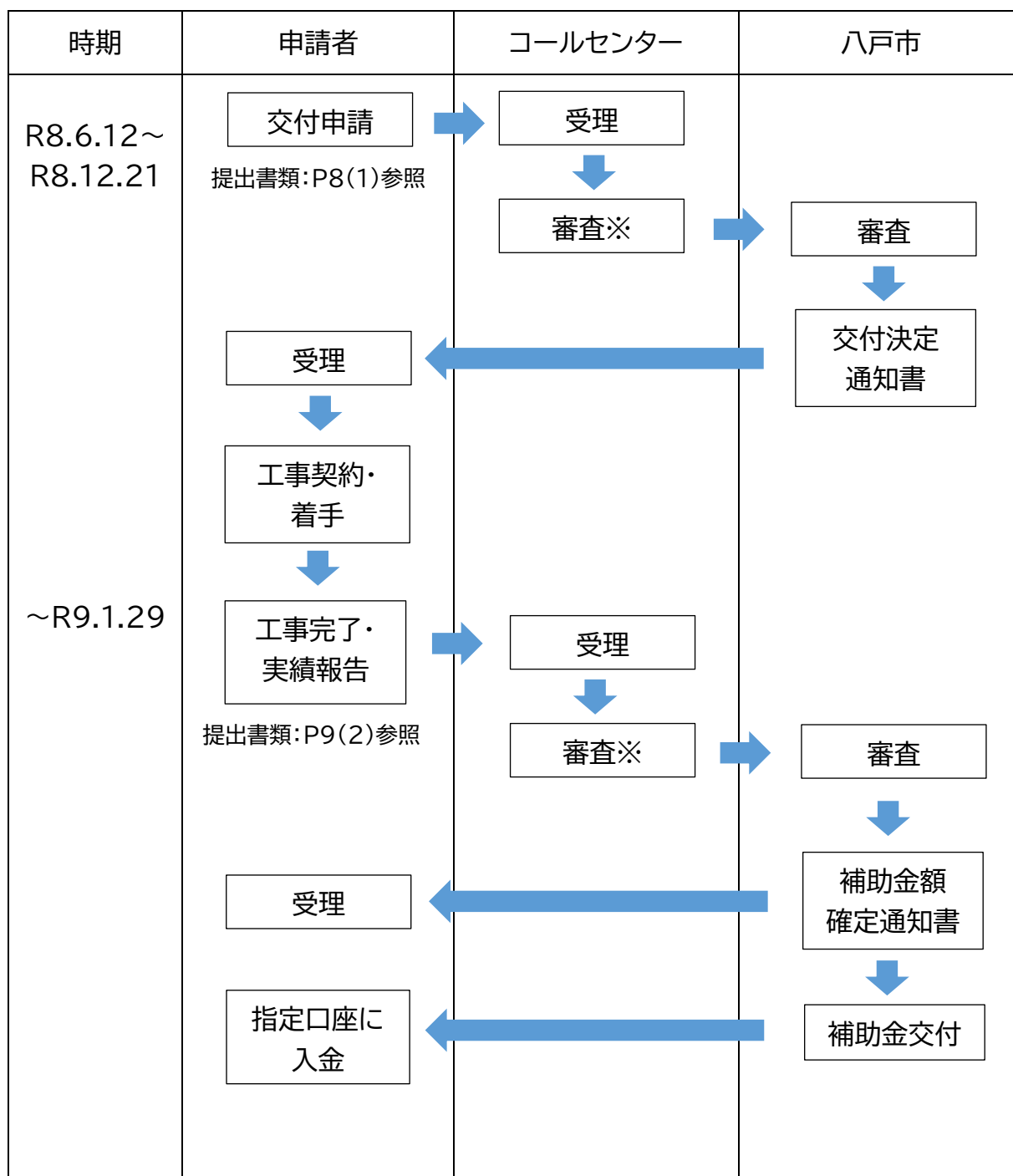
※1 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の蓄電システム登録制度に登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、要件を充足しているとみなします。

(<https://zehweb.jp/registration/battery/>)

※2 一般社団法人日本電機工業会が定めている性能表示ラベル等を参考に、表示内容をご確認ください。

(<https://www.jema-net.or.jp/living/chikuden/what/index.html>)

7 交付の流れ



※審査の過程において、必要に応じて、補助金事務局から、追加書類の提出や交付申請書及び実績報告書の補正を求める場合があります。

※補助金は、申請者本人の口座に入金されますので、申請者本人名義の口座をご指定ください。

8 提出書類一覧

(1)申請時提出書類一覧

	必要書類	備考
1	第1号様式 補助金交付申請書	
2	第1号様式別紙 交付申請書・別紙(事業計画)	
3	別添様式 委任状	補助金の申請に係る事務を代理申請者に委任する場合に提出してください。
4	第2号様式 事前着手届	工期の都合等により、 交付決定前に事業着手(工事契約又は工事着手)を行う必要がある場合には、事前着手届を提出してください。
5	設備容量等が分かる書類(カタログ・仕様書等)	補助事業により設置する 太陽光電池モジュール、パワーコンディショナー及び蓄電池の型式及び設備容量が分かるカタログ・仕様書等 を添付してください。
6	設置費用の根拠となる書類(見積書)	太陽光発電設備及び蓄電システムの価格(税抜き)が明確にわかるように、見積書及び見積内訳書の作成 してください。
7	発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間発電量の見込みの根拠となる資料(発電シミュレーション等)を添付してください。 ・設置場所における直近1年間の電力使用量がわかる資料を添付してください。 ・新築等で、使用実績がない場合には、設計等で見込まれる自家消費量(年間)がわかる資料を添付してください。

(2) 交付決定後に必要に応じて提出する書類

	必要書類	備考
1	第3号様式 事業変更承認申請書	交付決定後に、事業内容(補助金額、設備容量、設備仕様等)に変更がある場合に提出してください。
2	第4号様式 軽微な変更届	軽微な変更(連絡先等)がある場合に提出してください。
3	第4号様式 事業中止(廃止)承認申請書	交付決定後に、やむを得ず、事業を中止(廃止)する場合に提出してください。

(3) 実績報告必要書類一覧

	必要書類	備考
1	第7号様式 実績報告書	
2	第8号様式 口座情報届出書	・振込先の口座名義人は補助申請者と同一人としてください。 (振込先に代理申請者を指定することはできません)
3	口座情報が確認できる書類	通帳のコピーなど
4	第6号様式 財産管理台帳	
5	施工前後の写真	・本事業で設置した機器(太陽光電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池)の設置状況がわかる写真を添付してください。 ・特に、太陽光電池モジュールの枚数がわかるように撮影してください。 ・太陽光発電設備及び蓄電池が稼働していることがわかる写真(発電量等のリアルタイム表示機器の写真等)を添付してください。
6	補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類	
7	工事費用の支払いを確認できる書類	・工事費の領収書を添付してください。

9 補助対象経費

補助対象費は事業を行うために必要な経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限ります。

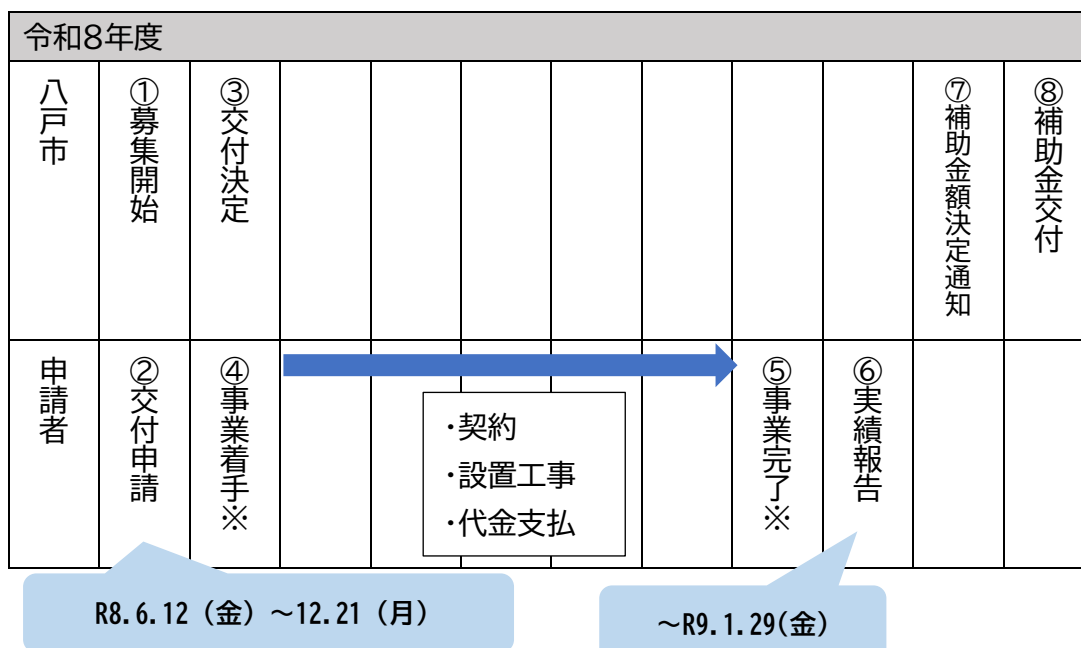
区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業実施に必要な経費を契約・協定等に基づき負担する経費、系統で供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線・遮断機・計量器・系統設備の工事費負担金(1.35 万円/kW 上限))
本工事費 (間接工事費)	共通 仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用	
	現場 管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。 ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。	
		一般 管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。 ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本

		工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費をいう。

※次に掲げる経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

<ul style="list-style-type: none"> ×公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等 ×過剰な設備、予備設備、本事業以外において使用することを目的したもの ×既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用 ×土地・建物の取得、賃貸、管理棟に要する費用 ×本事業と直接関係のない工事に要した費用 ×設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×経理処理上、補助金とすることが適さないもの 例1:契約書(発注書、請書を含む)、納品書、口座情報届出書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合 例2:補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合
--	---

10 スケジュール



※④事業着手は「契約締結又は工事着工のいずれか早い方」

※⑤事業完了は「工事完了又は代金支払のいずれか遅い方」

注意点

・ 事業着手

事業着手とは、補助対象設備の設置に係る契約締結又は工事開始のいずれか早い方を指します。新築住宅等、補助対象設備に係る契約内容が建物本体の契約に含まれる場合は、基本的に建物本体の契約日が事業着手日となります。ただし、上記のスケジュールで事業完了することが必要です。

1 1 留意事項

(1) 交付決定の取消し等(交付要綱第10条)

市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金の交付を受けようとする者が市税に滞納があるとき。
- ③ 国交付要綱、国実施要領及び本補助金の交付要綱に違反したとき

(2) 財産の処分の制限(交付要綱第12条)

補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む)する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定められている耐用年数とする。

3 補助対象者は、市長の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を市に返還させることがある。

	処分制限期間
太陽光発電設備	17年
蓄電設備	6年

(3) 利用状況の報告(第13条)

補助対象者は、太陽光発電設備の利用状況(発電電力量、自家消費率、売電量)について、12ヶ月分を市長に太陽光発電自家消費率報告書(第11号様式)により報告してください。

また、各月の発電量及び売電量の数値が明記されている資料を添付してください。

提出がなされない場合は、補助金の返還対象となります。

発電電力量、自家消費率、売電量の確認方法については、施工業者やメーカー等にご確認ください。

12 よくある質問

Q1 受付は先着順ですか？

A 先着順です。

Q2 期間内に申請したいのですが、見積書等の入手が間に合わず、必要書類が揃っていません。とりあえず申請書だけ提出すれば、受け付けてもらえますか？

A 先着順での受付を行っていますので、全ての書類を揃えた上で申請してください。書類の内容に不足や不備がある場合は受理できません。訂正の上、募集期間内に申請し直していただく必要があります。

Q3 交付申請を提出しました。交付決定の連絡はいつ頃になりますか？

A 申請書を受理してから交付決定の通知まで1ヶ月程度かかります。ただし、申請書類に不備・不足が判明した場合は申請し直すことになり、さらに時間がかかることがあります。

Q4 補助金の申請を行っても、補助金の交付を受けられない場合がありますか？
補助金の申請件数が多い場合は、どうなりますか？

A 内容の審査の結果、補助要件に合致していない場合は、補助金の交付を受けることができません。また、受理した申請の補助額の合計が予算の上限に達した場合、以降の申請に関しては補助金が交付されません。先着順に審査を行いますので、施工業者と綿密に打合せの上、申請内容に不備がないよう、お早めに申請してください。

なお、予算の上限に達した場合は、募集期間内であっても申請の受付を終了します。受付を終了する場合はウェブサイト等にてお知らせします。

Q5 他の補助と併用可能ですか？

A 補助対象設備について、本補助のほかに、他の補助を併用することはできません。二重交付された場合は、補助金返還の対象となります。

Q6 太陽光パネルを増設する場合も補助対象ですか？

A 補助対象ですが、補助金対象は増設した部分のみとなります。

Q7 太陽光発電設備付きの建売住宅の購入は対象となりますか？

A 対象となりますが、交付決定後の契約締結が必要なことや、設備の経費が明確にわかる資料が必要になるなど、補助金の交付手続き上の要件をよくご確認ください。ただし、交付申請時当該建売住宅が建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものは交付対象外となります。また、交付申請時に建設工事の完了の日から起算して1年を経過していなくとも、既に補助対象設備が使用されている場合は中古設備とみなし、交付対象外となりますのでご注意ください。また、建築時に建築事業者や販売事業者が当該設備に対して国の補助金を活用していないことをご確認ください。

Q8 現在住宅建築中で、1月末までに施工終了及び工事費支払予定です。当初太陽光発電設備等の導入は考えておりませんでした。補助金の存在を知り、これを施工する場合、本補助の対象となりますか？

A 太陽光発電設備等の導入に係る工事請負契約の変更契約を交付申請後に行い、かつ、1月末までに施工終了、工事費支払及び実績報告ができるのであれば補助対象です。

Q9 別荘への設置は対象となりますか？

A 別荘への設置は補助対象外です。

Q10 ソーラーカーポートは対象ですか？

A ソーラーカーポートは補助対象外です。

※ただし、カーポート部分とパネル部分が区別できる場合に限り、補助対象となります。一般的なカーポートの屋根に、太陽光発電設備を設置する場合は、太陽光発電設備部分のみ、補助対象となります。(カーポートの設置費用は、補助対象外となります)。申請の際は、以下の書類を添付ください。

- ・カーポート部分と太陽光発電設備の範囲を明確に示した図面
- ・カーポート部分と太陽光発電設備の価格を明確に分けた見積書

Q11 店舗や事務所との併用住宅への設置は対象ですか？

A 対象外となります。

Q12 野立て(屋根上以外の設置)の太陽光発電設備は、補助対象になりますか？

A 対象外となります。

Q13 倉庫等への設置も対象ですか？

A 住宅の屋根に設置することが原則ですが、対象設備を設置する住宅の敷地内にある倉庫等への設置も対象とします。
ただし、発電した電力を同じ敷地内の住宅で使用する配線になっている必要があります。

Q14 借家の場合は補助対象ですか？

A 対象外となります。

Q15 入居者が未定の状態である建物への設備導入についても、申請できますか？

A 入居者が未定の状態では申請できません。なお、申請の時点でまだ入居していない方(入居予定者)が申請することは可能です。ただし、実績報告の時点で、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有することが要件となります。

Q16 余剰電力の売電は可能ですか？

A できる限り自家消費していただくことが望ましいですが、余剰電力が生じた場合は、売電も可とします。ただし、補助事業に係る住宅の敷地内での自家消費率が30%を下回らないことと、FIT制度又はFIP制度を活用した売電でないことが要件となります。

Q17 自家消費量が30%以上とはどういうことですか？

A 本補助金による太陽光発電設備及び蓄電池は、「自家消費」を主目的にしたものであり、「年間自家消費想定量/年間発電想定量=30%以上」となることを要件としています。想定される自家消費量については、施工業者等にお問い合わせください。

Q18 新築の場合で電力使用量の実績値がない場合、自家消費率の根拠書類としてどのような書類を提出すればよいですか？

A 新築の場合、建物の断熱性能や設置される設備の使用電力などを考慮したうえで、設計上の自家消費量を計算してください。その際、計算過程が明確に示されている根拠資料を添付してください。

Q19 売電により収益が生じた場合、補助金の返還が必要になりますか？

A 返還は必要ございません。

Q20 補助金交付決定の前に設置工事をしてもいいですか？

A 原則として、補助金の交付申請を提出したのち、市から交付決定を受けた日以降に着手してください。ただし、工期の都合等により、交付決定前に事業着手(工事契約又は工事着手)を行う必要がある場合には、事前着手届を提出してください。

Q21 「契約」=事業の開始と判断すれば良いですか？

A 太陽光発電設備等設置に関する工事の契約日又は工事着工日のいずれか早い方を事業開始日とします。

Q22 「設備設置」=事業の完了と判断すれば良いですか？

A 太陽光発電設備等設置に関する工事完了日又は工事費の支払い完了日のいずれか遅い方を事業完了日とします。

Q23 太陽光発電設備に係る補助対象経費には、何が含まれますか？

A 太陽光電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器)、設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)等太陽光発電システムを動かすために必要なものが想定されます。工事請負契約書(売買契約書)で値引きがあった場合は、申請書等には、実際の販売価格(値引き後の価格)を記入してください。

Q24 太陽光発電設備に係る補助対象経費に、消費税は含まれますか？

A 消費税は対象外となります。税抜の価格で記入してください。
なお、蓄電池も同様に消費税は対象外となります。

Q25 太陽光発電設備の補助額の計算はどのように行えばよいですか？

A 個人の方が住宅に太陽光発電設備を設置する場合は、最大出力(kW)に5万円を乗じた金額(千円未満切り捨て、上限25万円)となります。また、最大出力(kW)については、太陽光モジュール(パネル)とパワーコンディショナの低いほう(小数点以下切捨て)の数値を採用してください。

例1)住宅に 3.5kW の太陽光モジュールと 4kW のパワーコンディショナを設置
補助額 = 3(kW) × 5万円 = 15万円

例2)住宅に 4.95kW の太陽光モジュールと4kW のパワーコンディショナを設置
補助額 = 4(kW) × 5万円 = 20万円

例3)住宅に 6.0kW の太陽光モジュールと、5.5kW のパワーコンディショナを設置
補助額 = 5(kW) × 5万円 = 25万円

Q26 蓄電池の補助額の計算はどのように行えばよいですか？

A 蓄電池価格の1/3まで補助します。ただし、蓄電池価格(1kWhあたり)が、14.1万円/kWhを上回る場合は、14.1万円/kWhに蓄電池容量を乗じた金額の1/3が補助額となります。(上限35万円)
蓄電池の容量(kWh)は、小数第二位以下を切り捨てて計算してください。

例1)住宅に 20 万円 /kWh の蓄電池を 10kWh 設置
補助額 = 14.1(万円/kWh) × 10(kWh) × 1/3 = 47 万円
補助上限 35 万円を上回っているため、**35万円が補助金額**

例2)住宅に 18.1 万円/kWh の蓄電池を4.95kW 設置
補助額 = 14.1 (万円/kWh) × 4.9(kWh) × 1/3 = 23.0 万円

例3)住宅に 13.5 万円/kWh の蓄電池を4.95kW 設置
補助額 = 13.5 (万円/kWh) × 4.9 (kWh) × 1/3 = 20.2万円

Q27 蓄電池は可搬式のものでも補助対象になりますか？

A 可搬式の蓄電池は、補助対象外となります。

Q28 太陽光発電設備と蓄電池の補助対象経費は分ける必要がありますか？

A 補助対象経費については、分けて記載してください。太陽光発電と蓄電システムがセット価格になっている場合等の補助対象経費内での配分に関して、特に規定はありませんが、必ず双方の小計(合計)が契約金額及び領収金額と一致するようにしてください。

Q29 交付金額の確定から補助金交付(振込完了)までのおおよその期間はどの程度になりますか？

A 1か月程度を目安としています。

Q30 太陽光発電共同購入支援事業で導入する設備についても申請可能ですか？

A 太陽光発電共同購入支援事業で導入する設備についても、FIT 認定を受けないことなど、本補助金の要件を満たす場合は、申請いただけます。ただし、工期等について期間内に完了するようご注意ください。

Q31 導入実績がないもの(試作品等)は、補助対象となりますか？

A 商品化され、導入実績がある設備を補助対象とします。商用化されていないものや導入実績のないものは補助対象にはなりません。

Q32 過去に購入したもの(在庫品)や中古品は補助対象となりますか？

A 申請者が過去に購入したもの(在庫品)や中古品は、補助対象になりません。

Q33 設備の買い替え・更新の場合は補助対象となりますか？買い替えの場合、既存設備の取り外しに廃棄にかかる費用は対象になりますか？

A 設備の買い替え・更新の場合も補助対象となります。ただし、買い替え前と比較してCO₂削減効果があることその他、各要件に適合することの確認を十分行ってください。また、既存設備の取り外しや廃棄にかかる費用は、補助対象にはなりませんのでご注意ください。なお、本補助金を活用して設置した設備の買い替えについては、補助対象外とします。

Q34 現地での工事完了の確認はありますか？

A 補助事業の適正化を期するため、必要に応じて現地への立ち入りや関係者への聞き取りを行う場合があります。

Q35 補助金の支払いを受けた後に注意することはありますか？

A (設備の使用について)

設備設置後は、適切な自主点検及び維持管理を実施し、適正に使用してください。

(書類の保管について)

補助金に係る証拠書類(交付決定通知、工事の契約書・領収書、額確定通知等)については、補助金の支払いを受けてから設備の耐用年数を経過するまで保管してください。

(財産処分について)

取得単価が 50 万円以上の設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間内に、補助金の交付の目的に反して使用したり、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することはできません。

- ・ 法定耐用年数の次のとおりです。

太陽光発電設備 17年
蓄電池 6年

- ・ 法定耐用年数以内に次の事象が発生する場合は、手続きが必要になりますので、事前に市に相談してください。なお、場合によっては、補助金の返還が必要になることがあります。

転用:補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡:補助対象財産の所有者の変更。

交換:補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付:補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し:補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄:補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。